		二　配偶者又ハ子ガ届出者ニ依リ生計ヲ維持シタルコトヲ認メ得ベキ書類 三　子ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ其ノ障害ノ状態ニ関スル医師又ハ歯科医師ノ診断書
附則第二十一条第一項の表第七十四条ノ十二第一項の項の次に次の二項を加える。		
第七十四条ノ十二第二項第三号	ノ障害ノ状態ト為リタル当時ヨリ引キ続キ其ノ者ニ依リ	ニ依リ
第七十四条ノ十二第二項第四号	被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ障害ノ状態ト為リタル当時法別表第四下欄	法別表第四下欄
	被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ障害ノ状態ト為リタル当時ヨリ引続キ法別表第四下欄	法別表第四下欄

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第四条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十九条第一項第六号及び同条第二項第八号、第三十条第一項第五号及び同条第二項第六号並びに第三十一条第一項第六号中「引き続き」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（配偶者を有するに至った場合の届出）

第三十一条の二　障害共済年金の受給権者は、配偶者（平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた改正後国共済法第八十三条第四項に規定する配偶者をいう。以下この条において同じ。）を有するに至ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所
二　基礎年金番号
三　障害共済年金の年金証書の年金コード
四　配偶者の氏名及び生年月日
五　配偶者を有するに至った年月日及びその事由

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　配偶者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本
二　配偶者が国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するときは、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
三　配偶者が受給権者によって生計を維持していることを明らかにすることができる書類

附則第三十二条の二第一項第五号及び同条第二項第五号中「引き続き」を削る。

附則第三十三条中「第八十三条第四項」を「第八十三条第五項」に改める。

附則第三十八条第一項第四号中「引き続き」を削る。

附則第七十四条の六第一項第五号中「旨」を「旨（障害共済年金の支給停止の申出を撤回しようとする者にあっては、配偶者が受給権者によって生計を維持している旨）」に改め、同条第二項第四号ロ中「書類」を「書類（障害共済年金の支給停止の申出を撤回しようとする者にあっては、配偶者が受給権者によって生計を維持していることを明らかにすることができる書類）」に改める。

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二十五条の次に次の一条を加える。

（障害共済年金に関する配偶者を有するに至った場合の届出）

第二十五条の二　障害共済年金の受給権者は、配偶者（廃止前農林共済法第四十三条第一項に規定する配偶者をいう。以下この条において同じ。）を有するに至ったときは、当該事実があった日から速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所
二　基礎年金番号
三　障害共済年金の年金証書の年金コード
四　配偶者の氏名及び生年月日
五　配偶者を有するに至った年月日及びその事由

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　配偶者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市長村長の証明書又は戸籍の抄本
二　配偶者が国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するときは、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
三　配偶者が受給権者によって生計を維持していることを明らかにすることができる書類

附則第五十二条の四第二項第四号ロ中「書類」を「書類（障害共済年金の支給停止の申出を撤回しようとする者にあっては、加給年金額の対象者が受給権者によって生計を維持している旨）」に改め、同条第二項第四号ロ中「書類」を「書類（障害年金の支給停止の申出を撤回しようとする者にあっては、加給年金額の対象者が受給権者によって生計を維持していることを明らかにすることができる書類）」に改める。

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第六条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第五号中「旨」を「旨（障害年金の支給停止の申出を撤回しようとする者にあっては、加給年金額の対象者と受給権者との身分関係並びにその者が受給権者によって生計を維持している旨）」に改め、同条第二項第四号ロ中「書類」を「書類（障害年金の支給停止の申出を撤回しようとする者にあっては、加給年金額の対象者が受給権者によって生計を維持していることを明らかにすることができる書類）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において、現に国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による障害基礎年金の受給権者によって生計を維持しているその者の同法第三十三条の二第一項に規定する子（当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至った当該子（国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号。以下「法」という。）の規定による改正前の国民年金法第三十三条の二第二項の規定により当該受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していたとみなされ、同条第一項の規定により加算が行われている当該子を除く。）に限る。）がある場合における第一条の規定による改正後の国民年金法施行規則第三十三条の三の規定の適用については、同条第一項中「当該事実のあった日」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）の施行の日」とする。